

鳥取県県土整備部測量等業務調査基準価格及び成果品重点確認価格設定要領について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(調査基準価格の算出方法)</p> <p>第4条 調査基準価格は、次の各号に掲げる測量等業務の積算区分ごとに定める算定方法に基づき算出した額の合算額(予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を切り捨て、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てることとする。)に、100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 測量業務 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費の額に10分の<u>5.0</u>を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(2) 土木関係建設コンサルタント業務(3号に掲げる積算区分を除く。) 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接原価の額 イ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。) ウ 一般管理費等の額に10分の<u>5.0</u>を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(3) 土木関係建設コンサルタント業務(積算に技術経費の項目を計上するもの。) 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接業務費の額 イ 技術経費の額に10分の5を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。) ウ 諸経費の額に10分の<u>5.2</u>を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(4) 地質調査業務 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接調査費の額 イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。) ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。) エ 諸経費の額に10分の<u>5.0</u>を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(5) 補償コンサルタント業務 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接原価の額 イ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。) ウ 一般管理費等の額に10分の<u>5.0</u>を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>2 略</p> <p>(成果品重点確認価格の算出方法)</p> <p>第5条 成果品重点確認価格は、次の各号に掲げる測量等業務の積算区分ごとに定める算定方法に基づき算出したものの合算額(予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を切り捨て、1千万円未満</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(調査基準価格の算出方法)</p> <p>第4条 調査基準価格は、次の各号に掲げる測量等業務の積算区分ごとに定める算定方法に基づき算出した額の合算額(予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を切り捨て、1千万円未満の場合は1万円未満を切り捨てることとする。)に、100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 測量業務 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(2) 土木関係建設コンサルタント業務(3号に掲げる積算区分を除く。) 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接原価の額 イ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。) ウ 一般管理費等の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(3) 土木関係建設コンサルタント業務(積算に技術経費の項目を計上するもの。) 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接業務費の額 イ 技術経費の額に10分の5を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。) ウ 諸経費の額に10分の<u>5</u>を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(4) 地質調査業務 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接調査費の額 イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。) ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。) エ 諸経費の額に10分の<u>4.8</u>を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(5) 補償コンサルタント業務 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接原価の額 イ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。) ウ 一般管理費等の額に10分の<u>4.5</u>を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>2 略</p> <p>(成果品重点確認価格の算出方法)</p> <p>第5条 成果品重点確認価格は、次の各号に掲げる測量等業務の積算区分ごとに定める算定方法に基づき算出したものの合算額(予定価格が1千万円以上の場合は10万円未満を切り捨て、1千万円未満</p>

改正後	改正前
<p>の場合は1万円未満を切り捨てることとする。)に、100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 測量業務 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費の額に10分の6.7を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(2) 土木関係建設コンサルタント業務(3号に掲げる積算区分を除く。) 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接原価の額 イ その他原価の額 ウ 一般管理費等の額に10分の5.7を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(3) 土木関係建設コンサルタント業務(積算に技術経費の項目を計上するもの。) 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接業務費の額 イ 技術経費の額 ウ 諸経費の額に10分の6.2を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(4) 地質調査業務 アで算出した額とイで算出した額を合計する。 ア 次に掲げる額の合計を算出する。 (ア) 直接調査費の額 (イ) 間接調査費の額 (ウ) 諸経費の額に10分の6.2を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。) イ 解析等調査業務費については、2号で定める方法と同様の方法で算出した額。</p> <p>(5) 補償コンサルタント業務 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接原価の額 イ その他原価の額 ウ 一般管理費等の額に10分の5.7を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項の合算額が予定価格に10分の8.6を乗じて得た額を超える場合 にあつては、予定価格に10分の8.6を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)を成果 品重点確認価格とする。また、特別なものについては、予定価格の10分の8.6を上限として価格 決定権者が任意に定めることができる。</p>	<p>の場合は1万円未満を切り捨てることとする。)に、100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 測量業務 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費の額に10分の6.5を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(2) 土木関係建設コンサルタント業務(3号に掲げる積算区分を除く。) 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接原価の額 イ その他原価の額 ウ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(3) 土木関係建設コンサルタント業務(積算に技術経費の項目を計上するもの。) 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接業務費の額 イ 技術経費の額 ウ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>(4) 地質調査業務 アで算出した額とイで算出した額を合計する。 ア 次に掲げる額の合計を算出する。 (ア) 直接調査費の額 (イ) 間接調査費の額 (ウ) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。) イ 解析等調査業務費については、2号で定める方法と同様の方法で算出した額。</p> <p>(5) 補償コンサルタント業務 次に掲げる額の合計を算出する。 ア 直接原価の額 イ その他原価の額 ウ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項の合算額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合 にあつては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(小数点以下の端数は切り捨てる。)を成果 品重点確認価格とする。また、特別なものについては、予定価格の10分の8.5を上限として価格 決定権者が任意に定めることができる。</p>

附則

この改正は、令和7年4月10日以降に調達公告(調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知)を行う測量等業務から適用する。